

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q あらかじめ医師の指示がある場合は、処方医へ確認することなく残薬分を差し引いて調剤することが可能であると聞きましたが、どのような指示があれば構わないのでしょうか。処方箋の備考欄の「残薬を確認した場合の対応」のところにチェックがあればよいですか。

A 特に決められた記号や字句はありませんが、処方箋の「備考」欄などに、減数調剤を行った後に残薬状況を情報提供することで差し支えない旨の記載がある場合には、その指示に基づいて対応することが可能です。同欄下部の「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」のチェック欄は、そのような指示を行うためのものではありません。

保険薬局における調剤時の残薬に係る取り扱いについては、平成28年4月から処方箋様式が一部改正されており、「備考」欄の最下部に「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」として、①「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」、または、②「保険医療機関へ情報提供」を指示することができるチェック欄が設けられています。

具体的には、保険薬局での調剤の際に、処方箋に記載された薬剤について残薬があることを確認できた患者について、①の指示であった場合は、処方医へ疑義照会を行い、投与日数などの処方変更を行うか否かを確認することが求められます。また、②の指示であった場合には、残薬があったとしても処方医への疑義照会は行わず、処方箋の記載通り調剤したうえで、別途、残薬の状況を処方医へ情報提供することが求められます。すなわち、①・②いずれの場合も、処方医へ確認することなく残薬分を差し引いて調剤することが認められているわけではありません。

一方、平成30年度診療報酬改定においては、それらチェック欄による指示とは別の取り扱いとして、処方箋の「備考」欄などに残薬分を差し引いた減数調剤を行った後に残薬に係る状況を情報提供することで差し支えない旨の指示があった場合は、調剤後に処方医へ患者の残薬状況を情報提供することを前提に、処方医へ確認することなく減数調剤することが可能であることが明確に示されました(表)。

ここでいう「減数調剤」とは、薬剤服用歴の記録また

表 残薬分を差し引いた減数調剤に関する取り扱い

調剤報酬点数表に関する事項

<通則>

- 4 処方箋において、残薬分を差し引いた減数調剤(薬剤服用歴の記録又は調剤録及び残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務をいう。)を行った後に、残薬に係る状況を情報提供することで差し支えない旨の指示があり、当該指示に基づき調剤を行った場合は、保険薬剤師は、患者に対して次回受診時に処方医へ残薬の状況を報告することを促すとともに、患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の数量、患者への説明内容等について、遅滞なく当該調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。

※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号、厚生労働省保険局医療課長通知)別添3

は調剤録および残薬の外形状態・保管状況、その他の残薬の状況を確認したうえで、処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務であると整理されています。すなわち、残薬確認にあたっては、患者の口頭による申告だけでなく、薬歴や調剤録をはじめ、実際の残薬を確認したうえで対応することが求められます。また、そのような減数調剤を行った際には、患者に対して次回受診時に処方医へ残薬の状況を報告するよう伝えるとともに、処方医には、残薬状況や実際に患者へ交付した薬剤の数量などについて情報提供を行うことが必要です。

そして、処方医がそのような減数調剤を行って差し支

えない旨を指示する場合の処方箋への記載については、関連通知などで記号や字句が決められているわけではありません。しかし、「備考」欄の最下部にあるチェック欄は、そのような指示を行うために設けられているものではありませんので誤解しないよう注意してください。

ただし、処方医から減数調剤を行って差し支えない旨の指示を受けた場合であっても、残薬の状況や患者の状態などによっては減数調剤を行わず、処方医へ疑義照会を行ったうえで指示を受ける必要があることは言うまでもありません。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270